

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（水産経営課）	9
○北海道補助金等交付規則の一部を改正する規則……………（財務指導課）	9

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）……………（畜産振興課）	10
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	11
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	12
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可 ……………（農業施設管理課）	12
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	12
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	12
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	13
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	13
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	13
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	13
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	14
○森林法による通知に代える公示（3件）……………（治山課）	15
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課）	15
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（維持管理防災課）	16

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	16
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	17

規 則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第65号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.4パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成27年4月20日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

北海道補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第66号

北海道補助金等交付規則の一部を改正する規則

北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）の一部を次のように改正する。

目次及び第2章の章名中「交付の申請等」を「交付等」に改める。

第3条第1項中「その定める期日」を「前条の規定により告示された期限」に改め、同条第2項中「申請書」を「補助金等交付申請書」に、「知事の定める」を「前条の規定により告示された」に改め、同条を第3条の2とし、第2章中同条の前に次の1条を加える。

（補助事業等の告示）

第3条 知事は、補助金等を交付しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 補助事業等の名称及びその目的又は趣旨
- (2) 補助金等の交付の対象となる者
- (3) 補助金等の交付の対象となる経費
- (4) 補助率又は補助金等の額
- (5) 次条第1項の補助金等交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先並びに当該補助金等交付申請書に添付すべき関係書類
- (6) 第14条の補助事業等実績報告書に添付すべき関係書類
- (7) 補助金等の交付に関する権限を委任する場合にあっては、受任者の職
- (8) その他補助金等の交付に必要な事項

第4条の見出し中「決定」を「決定等」に改め、同条第1項中「の内容」を「に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等」に改め、同条に次の1項を

加える。

3 知事は、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、相当の期間、当該申請に係る補助金等の全部又は一部につき交付の決定をしないことができる。ただし、当該申請に係る補助金等が事務又は事業の実施実績をもって交付の申請をすべきこととされているものであり、かつ、当該補助金等の交付が法令の規定により道の義務に属することとされているものである場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 他の補助事業等に関し交付を受けた補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 国が交付する補助金その他の助成に関し、前2号に規定する行為に類する行為をしたとき。
- (4) 第18条の規定により補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等の返還が完了していないとき。

第6条に次の1項を加える。

2 知事は、補助金等の交付をしないことの決定をしたときは、速やかにその決定の理由を付して当該補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

第7条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第8条第3項中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

第14条中「知事の定める」を「第3条の規定により告示された」に改める。

第17条第1項を次のように改める。

知事は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金等を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金等を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- (4) 第23条第1項の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

第17条第3項中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

第22条の見出し中「備付け」を「備付け等」に改め、同条第1項中「備え、」の次に「当該補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう」を加え、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産であって、次条第1項各号に掲げるものがあるときは、第1項の帳簿及び書類の保存期間は、前項に定める期間又は同条第1項ただし書に規定する知事が定める期間を経過するまでの期間のいずれか長い期間保存しなければならない。

4 知事は、前2項の規定により補助事業者等が第1項の帳簿及び書類を保存すべきこととされた期間、当該補助金等の交付に関する決定書その他の関係書類を保存するものとする。第23条中「ものを、」の次に「あらかじめ」を、「貸し付け」の次に「取り壊し」を加え、同条に次の1項を加える。

2 知事は、前項本文の規定により補助事業者等による財産の処分についての承認をする場合においては、当該財産の取得又は効用の増加に要した補助金等の全部又は一部に相当する金額を道に納付すべき旨の条件その他必要と認める条件を付することができる。

第23条の次に次の2条を加える。

（補助事業者等に対する調査等）

第23条の2 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者等に対し、報告を求め、又はその職員に、帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金等の交付に係る内容の公表）

第23条の3 知事は、補助金等を交付した場合には、知事が別に定めるところにより、その内容を公表するものとする。ただし、個人に対して補助金等を交付したときその他知事が適当でないと認めたときは、この限りでない。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道補助金等交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付の決定がされる補助金等（北海道補助金等交付規則第2条第1項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に交付の決定がされた補助金等については、なお従前の例による。

告

示

北海道告示第422号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成27年6月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る物品等の名称（1箱当たりの単価）及び調達予定数量
ヨーネジーン・K S（200検体／箱） 106箱

- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成27年 3月30日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 MPアグロ株式会社
(2) 住 所 北広島市大曲工業団地 6丁目 2番地13
- 4 随意契約に係る契約金額
308,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道農政部生産振興局畜産振興課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第423号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成27年 6月 5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称（1箱当たりの単価）及び調達予定数量
ヨーネ菌用培地「共立」（8ml／瓶×20瓶／箱） 4,020箱
- 2 落札を決定した日
平成27年 3月30日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 MPアグロ株式会社
(2) 住 所 北広島市大曲工業団地 6丁目 2番地13
- 4 落札金額
7,800円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成27年 2月13日付け北海道告示第103号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道農政部生産振興局畜産振興課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第424号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成27年 6月 5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称（検査1回分当たりの単価）及び調達予定数量
牛ヨーネ病スクリーニング用エライザキット（ヨーネスクリーニング・プルキエ）
牛225,800頭分（牛ヨーネ病検査に必要とされる検査キット数）
- 2 落札を決定した日
平成27年 3月30日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 小田島商事株式会社
(2) 住 所 岩手県花巻市卸町66番地
- 4 落札金額
210円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成27年 2月13日付け北海道告示第104号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道農政部生産振興局畜産振興課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第425号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成27年 6月 5日

北海道知事 高 橋 はるみ

余市川土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成27. 5.13	理 事	坂 東 義 一	余市郡仁木町北町13丁目16番地
同	同	同	曙 雅 史	余市町黒川町1334番地
同	同	同	新 藤 哲	余市町黒川町775番地
同	同	同	安 達 一 男	仁木町大江1丁目1106番地
同	同	同	吉 川 輝 光	仁木町尾根内714番地2
同	同	同	杉 本 克 章	仁木町銀山3丁目295番地

同	同	監	事	森 儀 一	同	仁木町東町3丁目4番地3	土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区
同	同	同		齋 藤 完	同	仁木町銀山2丁目457番地1はたる4 3号室	の定款の変更を認可した。
退	任	同 27. 5.12	理	坂 東 義 一	同	仁木町北町13丁目16番地	平成27年6月5日
同	同	同		新 藤 哲	同	余市町黒川町775番地	北海道知事 高 橋 はるみ
同	同	同		安 達 一 男	同	仁木町大江1丁目1106番地	認可年月日 土 地 改 良 区 名
同	同	同		吉 川 輝 光	同	仁木町尾根内714番地2	平成27. 5.21 多度志土地改良区
同	同	同		杉 本 克 章	同	仁木町銀山3丁目295番地	同 鷗 川 土 地 改 良 区
同	同	監	事	森 儀 一	同	仁木町東町3丁目5番地	同 27. 5.22 日高門別土地改良区
同	同	同		齋 藤 完	同	仁木町銀山2丁目457番地1	
日高門別土地改良区							北海道告示第427号
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏	名	住	所	土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設
就	任	平成27. 5.20	理	事	藤 原 恒 男	沙流郡日高町字旭町67番地の2	に係る管理規程の変更を認可した。
同	同	同		鹿 島 敏 靖	同	日高町山手町1丁目官有地	平成27年6月5日
同	同	同		姉 川 規 晃	同	日高町字豊田92番地2	北海道知事 高 橋 はるみ
同	同	同		奥 山 喜 義	新冠郡新冠町字大狩部264番地の3		土地改良区名 土地改良施設名 管 理 規 程 の 概 要
同	同	同		川 端 正 行	沙流郡日高町字豊郷305番地の11		音更町土地改良区 万年頭首工 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	同	同		久 保 政 弘	同	日高町字清島630番地の1	同 栄 頭 首 工 同
同	同	同		三 輪 茂	同	日高町字緑町41番地の20	同 旭 補 水 頭 首 工 同
同	同	同		工 藤 好 功	同	日高町門別本町26番地の2	同 元 昭 和 頭 首 工 同
同	同	監	事	竹 島 幸 治	同	日高町富川西1丁目3番13号	同 北 進 頭 首 工 同
同	同	同		田 中 義 光	同	日高町字正和237番地4	同 相 生 頭 首 工 同
同	同	同		下 笛 博 行	同	日高町字千栄665番地の1	
退	任	同 27. 5.19	理	事	藤 原 恒 男	日高町字旭町67番地の2	北海道告示第428号
同	同	同		鹿 島 敏 靖	同	日高町山手町1丁目官有地	土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（東中東
同	同	同		姉 川 規 晃	同	日高町字豊田92番地2	部地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業計画を定めた。
同	同	同		奥 山 喜 義	新冠郡新冠町字大狩部264番地の3		その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成27年6月9日から20日間、一
同	同	同		川 端 正 行	沙流郡日高町字豊郷305番地の11		般の縦覧に供する。
同	同	同		坂 東 進	同	日高町字清島157番地の94	平成27年6月5日
同	同	同		三 輪 茂	同	日高町字緑町41番地の20	北海道知事 高 橋 はるみ
同	同	同		工 藤 好 功	同	日高町門別本町26番地の2	
同	同	監	事	竹 島 幸 治	同	日高町富川西1丁目3番13号	北海道告示第429号
同	同	同		田 中 義 光	同	日高町字正和237番地4	森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指
同	同	同		下 笛 博 行	同	日高町字千栄665番地の1	定する予定である。
北海道告示第426号							平成27年6月5日
平成27年6月5日（金曜日）							北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 余市郡赤井川村字山梨222
- 2 指 定 の 目 的 水源^{かん}の涵養
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び赤井川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第430号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成27年6月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 積丹郡積丹町大字幌武意町13の4・14の3・21の1・42の1・239の1・335（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、15の8、41の8
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第431号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成27年6月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 積丹郡積丹町大字幌武意町15の4地先（国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第432号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成27年6月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡新ひだか町静内春立441の1（次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高振興局産業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第433号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年6月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 島牧郡島牧村（次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 石狩市・岩見沢市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石狩市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡ニセコ町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡ニセコ町・島牧郡島牧村（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 札幌市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第434号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成27年6月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 小樽市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 小樽市（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
 (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
(3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに小樽市役所及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第435号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を上富良野町役場の掲示場に掲示した。

- 平成27年6月5日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 通知の内容 平成27年北海道告示第357号
2 所在が不明な者 白井 昇、谷 謙吉、西岡 政信、藤原 栄子、西塚 邦夫

北海道告示第436号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

- 平成27年6月5日
- 北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 通知の内容 平成27年北海道告示第349号
 (2) 所在が不明な者 河内 襄
 (3) 掲示場所 倶知安町役場
2(1) 通知の内容 平成27年北海道告示第349号
 (2) 所在が不明な者 有沢 一富、加藤 ツタ
 (3) 掲示場所 小樽市役所
3(1) 通知の内容 平成27年北海道告示第388号
 (2) 所在が不明な者 竹内 茂子
 (3) 掲示場所 えりも町役場

北海道告示第437号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を石狩市役所の掲示場に掲示した。

- 平成27年6月5日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 通知の内容 平成27年北海道告示第382号
2 所在が不明な者 椎名 義美、有田 勝盛

北海道告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

- 平成27年6月5日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 道路の種類 道道
2 路線名 北見白糠線
3 道路の区域
- | 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | 延長 | 国道等との重複区間 |
|--|--------|----------------------|---------|-----------|
| 常呂郡訓子府町字清住4番1地先から
同郡訓子府町字清住226番地先（河川敷地）まで | 前 | 9.00mから
12.00mまで | 409.00m | — |
| | 前 | 13.40mから
34.00mまで | 402.00m | — |
| | 前 | 13.40mから
41.00mまで | 426.00m | — |

後		13.40mから 41.00mまで	426.00m	—
北海道告示第439号 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦覧に供する。 平成27年6月5日 北海道知事 高 橋 はるみ 釧路春採2丁目5地区急傾斜地崩壊危険区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号とを結んだ線によって囲まれた区域				
市	字	地番	標柱番号	
釧路市	春採2丁目	80番18	1	
同	同	79番1	2	
同	同	79番17	3	
同	同	79番18	4	
同	同	79番25	5	
同	同	79番1	6	
同	同	80番15	7	
同	同	80番29	8	
総合振興局告示及び振興局告示				
北海道胆振総合振興局告示第39号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成27年6月5日 北海道胆振総合振興局長 小 玉 俊 宏				
1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア ロータリ除雪車（2.2m／2,300 t 級） 1 台 （交換契約によりロータリ除雪車（2.2m／2,300 t 級） 1 台を契約の相手方に供し、				
ロータリ除雪車 1 台を契約の相手方から調達する。） イ 凍結防止剤散布車（湿式2.5㎡） 1 台 ウ 除雪ドーザ（11 t 級） 1 台 （交換契約により除雪ドーザ（11 t 級） 1 台を契約の相手方に供し、除雪ドーザ 1 台を契約の相手方から調達する。） アからウまでについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 限 入札説明書による。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。				
2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていること。 (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る複数台の納入（製造）実績があることを証明した者であること。 (6) 当該調達物品に関し、即日対応が可能であるアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。 (7) 納入地区において当該調達物品納入後、10年間以上の部品の供給が可能であることを証明した者であること。				
3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成27年6月5日（金）から同月26日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051－8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課				

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部会議室1（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課）
- (2) 入札日時 平成27年7月17日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月16日（木）まで必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛名を明記したもの）及び重量120グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：murorandoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん

- ん広域センタービル3階
- (3) 電話番号 0143-24-9857
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Rotary Snow Remover (length 2.2 meters /2300 tons class) Quantity 1
- b Truck Mounted Spreader (Wet spreading 2.5 tons class) Quantity 1
- c Traveling Type Dozer Snow Remover (11 tons class) Quantity 1
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 17, 2015
(If mailed, bids must arrive no later than July 16, 2015)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Muroran Department of Public Works Management, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kaigan-cho 1-Chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9857

北海道渡島総合振興局告示第81号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年6月5日

北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
乗用自動車の賃貸借 1台分 一式
- 2 落札を決定した日
平成27年5月26日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名 函館日産自動車株式会社
- (2) 住所 函館市石川町60番地
- 4 落札金額
27,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成27年4月14日付け北海道渡島総合振興局告示第47号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道渡島総合振興局告示第82号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年6月5日

北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
自動車（軽貨物）の交換 1台
- 2 落札を決定した日
平成27年5月26日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 函館スズキ販売株式会社
 - (2) 住 所 函館市亀田本町37番6号
- 4 落札金額
880,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成27年5月1日付け北海道渡島総合振興局告示第56号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課
 - (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号